

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費 助成金などの手続きはお済みですか？



児童扶養手当

父又は母がいない、父又は母が重度の障害者である児童の父又は母、親に代わって養育している人に支給します。支給期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日（障害のある児童については20歳未満）までです。ただし、所得制限があるほか、公的年金の給付を受けている場合や、対象児童が乳児院や児童養護施設などに入所している場合、父又は母に事実上婚姻同様の状態にある異性がいる場合は、支給されません。

41,710円
※児童が2人の場合は、上記の金額に、5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。
○手当を受給してから5年を経過するなどの要件に該当する人は、手当の一部が支給停止となる場合があります。ただし、現在働いている人や求職中の人などは、必要な書類を提出すれば、それまでと同額の手当を受けることができまます。事前に文書を送付しますので、内容は確認し、対象となる人は必ず届出を行ってください。

今年度から変わります
8月1日から、父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます。申請が必要になりますので、11月30日までに必ず申請してください。
昨年の父子手当等の受給者には文書で通知します。

所得制限限度額表

| (税法上の扶養親族等の数) | 前年分所得 | | |
|---------------|------------|------------|--------------------------------|
| | 請求者（本人） | | 扶養義務者 配偶者（障害の場合） 孤児等の養育者 |
| | 全部支給 | 一部支給 | |
| 0人 | 19万円未満 | 192万円未満 | 236万円未満 |
| 1人 | 57万円未満 | 230万円未満 | 274万円未満 |
| 2人以上 | 以下38万円ずつ加算 | 以下38万円ずつ加算 | 以下38万円ずつ加算 |

※扶養義務者＝同居している直系親族（父母・祖父母・兄弟姉妹・18歳以上の子）
※養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。



特別児童扶養手当

法に定める基準に該当する障害を持つ20歳未満の児童を養育している父又は母、もしくは父母に代わって養育している人に支給します。

ただし、所得制限があるほか、対象児童が障害を支給理由に公的年金の給付を受けている場合や心身障害児施設などに入所している場合は支給されません。

- 支給額（月額）
- 1級（対象児一人の場合）
50,750円
- 2級（対象児一人の場合）
33,800円

ひとり親家庭医療費助成金

ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療における一部負担金の全額を助成します。ただし、所得制限があります。

ります。
助成期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで（父又は母の場合は末子が該当する期間まで）です。

現況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成金については、所得と現況を確認するため、毎年8月中に現況届を提出する必要があります。

なお、現在受給中の人には文書で通知します。

【問い合わせ】

子育て支援課
☎0994・43・2111
内線3142・3143
各総合支所市民生活課

